

みえインバウンド誘客計画検討有識者会議設置要綱

(目的)

第1条 統計データや観光関係者等から収集した意見をもとに、県のインバウンド施策への反映を目的として、みえインバウンド誘客計画検討有識者会議（以下「会議」という）を設置する。

(所掌事務)

第2条 会議は以下の事務を所掌する。

- (1) 県のインバウンド誘客計画の策定に関すること。
- (2) その他インバウンド施策の推進に必要な事項に関すること。

(委員)

第3条 会議は、知事が選任する委員で構成する。

2 委員の任期は、令和9年3月31日までとする。

(会長)

第4条 会議には会長を置き、委員の中から互選により選任する。

2 会長は、会議を総理する。

3 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 会議は観光部長が招集する。

2 会議には、必要に応じて、委員以外の観光関係者等を招き、意見を聞くことができる。

3 委員が会議を欠席する場合は、代理人を出席させることができる。

(報償費等)

第6条 県は、会議の委員に対し、報償費及び旅費を支給することができる。

2 会議の委員以外の者が、会議に出席した場合は、報償費及び旅費を支給することができる。

(庶務)

第7条 会議の庶務は、観光部海外誘客課において行う。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、会議に関し必要な事項は、別に定める。

附則 この要綱は、令和7年10月1日から施行する。